

令和7年度 第2回地域クラブ活動協議会

1. 開催日時 場所 令和7年9月5日（金）14時～16時
浜松市教育委員会第一会議室

2. 協議委員の出欠 出席：吉積慶太 嶋野聡 杉田実良 笹原康夫 鈴木美佐男 森下伸弘
桔川増雄 野中崇 守屋謙一郎 影山ちか 村松還 藤田晴康
松野吉司人 宮木広由 栗田豪 加藤元一 池沼光徳 鈴木光則
佐藤智香

3. 事務局 浜松市教育委員会指導課

4. 協議に関する議事の概要

○吉積委員長

協議に入る前に、事務局から報告事項の説明をお願いします。

○事務局

1点目は国の動向についてです。前回の協議会にて、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終取りまとめについて報告しました。その後、6月より「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」という新たな有識者会議が始まり、地域クラブ活動の認定要件や費用負担のあり方等が検討されています。検討状況を確認したところ、本市の方向性と大きな相違はなく、会議の検討結果を踏まえて冬に改定予定の国のガイドラインとの整合性をとりながら、本市のガイドラインを策定していきます。参加費等の目安については、国の検討状況から月3,000円程度で示されるのではないかと推測され、この点についても本市が令和5年度に行った実態調査において、保護者が月会費として最も妥当だと回答した2,000円～4,000円程度と相違ないと考えています。

また、6月末にスポーツ基本法が改正され、地方自治体が地域展開に関わる施策を講じること、それらの施策を国が支援していくことが新たに条文化されました。このことも踏まえ、8月末にはスポーツ庁、文化庁から来年度の概算要求が示されましたが、今後指導者謝金や生活困窮世帯への支援、自治体の実施体制の構築等の事業内容をより一層推進していくこととしています。

2点目は浜松市「休日部活動の地域展開等推進事業（実証事業）」についてです。これまでも進捗状況については報告してきましたが、8月上旬に本事業の委託事業者にアスフィール株式会社を選定し、中学校区を母体とした運営団体の創設（創設支援モデル）と既存クラブから市認定地域クラブへの移行（移行支援モデル）の2つのモデルで事業を進めていきます。創設支援モデルは天竜中学校区を選定し、移行支援モデルは7つのクラブを公募で選定しました。既にモデル団体との顔合わせやヒアリングを終え、今後は来年度以降の体制整備に向け、各クラブが抱える課題も踏まえながら実証を進めていきます。

また、2つのモデル事業以外にも、10月公表予定のガイドライン（案）のリーフレット作成や中学生を対象としたワークショップの開催等、来年度に向けた周知・広報活動についても本事業の事業内容としていけるようにしていきます。

○鈴木委員

移行支援モデルは運動系のクラブばかりですが、吹奏楽など文化系のクラブはありますか。

○事務局

今回はスポーツ庁の実証事業のため、文化系のクラブは対象となりません。ただ、創設支援モデルの天竜中学校区については、中学校区で1つの運営団体を創設していくうえで、吹奏楽などの文化活動も含まれています。

○藤田委員

移行支援モデルの団体は7クラブですが、他に応募はありましたか。

○事務局

吹奏楽の団体は対象外となりましたが、その他は応募された団体をすべて選定しました。

○桔川委員

移行支援モデルに水泳の団体がありますが、対象は浜松市全体の生徒となりますか。

○事務局

浜名湾游泳協会については、数年前より市内中学校水泳部の生徒の受け皿として令和4年度の実証事業より地域クラブ活動を展開しております。水泳競技は、競技の特性を考えたときに、学校の枠を超えた形でのクラブ活動が現実的です。来年度以降の展開も見据えたうえで、関係団体の皆様との協議の場の設定についても本事業の中に取り入れながら、今後の方向性を考えていきたいと思っています。

○桔川委員

今後、認定していくにあたり、校区内の子供を対象にするのか、広域を対象にするのかで認定の要件等が変わるのではないのでしょうか。

○事務局

校区単位から市全域まで、対象範囲はクラブや競技によって様々ですので、はまクルの認定要件の実効性についても本事業の中で検証していきたいと考えています。

○吉積委員長

協議に入ります。協議1「ワーキンググループからの提案」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

運営団体・実施主体のワーキンググループでは、クラブ団体の確保に向けての取組として、ガイドライン（案）が公表された後、各課が所管する既存の団体への周知を進めたいと考えています。はまクルへの登録を考えている団体向けの説明会も、今年度中に複数回、各地で実施していく予定です。指導課所管の中学校地域クラブについては、10月の研修会にて、はまクル加盟クラブへの移行の検討を依頼していきます。なお、現在の中学校地域クラブの登録団体は136となっており、最終的に約150になる見込みです。

指導者のワーキンググループからの報告です。1点目の指導者研修システムの構築について、浜松市スポーツ協会が実施している「浜松市地域スポーツ指導者養成講習会」の研修内容を活用し、大学と連携して作成を進める方法が民間事業者が作成した研修動画を活用する方法のどちらかで進めていきたいと考えています。作成した研修動画の閲覧管理については、民間事業者のシステムを活用できない

か検討しています。2点目の人材バンクシステムの構築については、既に指導するクラブが決まっている指導者も含めた全指導者を人材バンクに登録し、研修状況の把握やクラブとのマッチングを進めます。今後、指導者が登録する際に入力する内容の精選や、情報の公開内容・公開方法等について、体制整備を図っていく必要があります。

活動場所（活動用具）のワーキンググループから報告です。校舎内が利用できる学校の選定についてですが、当初は職員室等がある管理棟と音楽室など使用したい教室が別棟の学校を拠点に活動を行うことを考え、体制整備を進めてきました。しかしながら、職員室と別棟に音楽室等がある校舎の地域的な偏り、吹奏楽部顧問へ調査した各学校の運営実態、さらに吹奏楽以外の部活動が校舎内で活動している学校も4割程度ある等の理由から、職員室と別棟の校舎がある学校のみを開放するのではなく、使用したい特別教室と職員室が同じ棟でも別の棟でも、各学校の判断で、職員室や校長室等に警備が敷かれている状態で、校舎内を利用できるようにしていきたいと考えています。今後、校舎内の使用におけるマニュアル等を作成し、クラブ側の責任を明確化したり、使用できるのは特別教室を中心とし、原則普通教室は使用しないなどのルール作りをしたりするなど、セキュリティの部分での方策を検討していきます。なお、部員数が少ない吹奏楽部の地域クラブへの移行については、引き続き複数校を母体とするクラブ創設を促してまいります。

費用・学校との連携・大会等のワーキンググループから報告です。1点目の市民の皆様へのガイドライン（案）の周知についてです。広聴広報課と連携し、様々な媒体を活用して周知を進めていきます。また、市民向けの説明会も検討しています。2点目はロゴマークの募集についてです。地域展開の周知及び機運を盛り上げる方策の一環として、ロゴマークのデザインを公募していきます。具体的には、市立中学校の美術部員に募集をかけ、市民の投票結果を踏まえ決定していきたいと考えています。

○野中委員

活動場所について、当初は職員室等とは別棟にある、音楽室や特別活動室を使用予定ということでしたが、職員室等と同棟の学校でも使えるよう校長会に諮ったところ、校長室や職員室等のセキュリティは万全にしたうえで、できる限りの対策や周知を進めていけば可能ではないかということで、大きな反対意見はありませんでした。

○森下委員

ロゴマークの募集は、美術部員だけでなくそれ以外の部活動等の生徒も参加できるようにし、賞品や参加賞もあれば応募が増えるのではないのでしょうか。

○事務局

募集対象や参加賞等については検討していきます。

○守屋委員

10月のガイドライン（案）公表後の説明会は、学校も対象ですか。

○事務局

中学校地域クラブへの説明だけでなく、学校での説明会も検討していきます。

○吉積委員長

浜松市「地域スポーツ指導者養成講習会」の研修内容は具体的にどのようなものですか。また、競技種目に関係なく活用できますか。

○事務局

講習会の内容としては、コンプライアンスや応急処置など、1回に2、3時間で実施し、受講修了の証明がもらえます。地域クラブの研修用にダイジェスト版の動画を作成するなどの活用を検討しています。競技性に関係なく、指導者としての基礎的な資質向上に関わる研修会となっています。

○藤田委員

浜松市地域スポーツ指導者養成講習会は例年10名程度の受講者がいて、1年間かけてコンプライアンスや応急処置など、指導者養成のための全般的な講習を大学等と連携して行っています。浜松市スポーツ協会としても協力できる形を提案しました。

○村松委員

学校の校舎内の利用については、校長としては、安心して継続的に使えるように、学校関係者が納得できるルール作りが重要だと考えています。議論を重ね、校舎内利用の仕組みを整えていただきたいと思います。

○吉積委員長

10月以降の周知・広報活動、はまクルに関わる相談業務については、半年間をかけて丁寧に行っていく必要があります。特に各学校に対する説明をしっかりと行い、学校も含めて市民や保護者からの問い合わせに対応できる体制を整えていきたいと思っています。指導者関係については、既存の仕組みを有効に活用していく必要があります。活動場所については、セキュリティ対策やルール作りを通して、子供たちが積極的に活動できる環境整備を行っていかなければいけません。ロゴマークについては、中学校の美術部以外にも幅広く声をかけることで、はまクルの活動を知るきっかけとなるように進めてほしいと思います。

次に、協議2の浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドラインについては、前回までの協議会でのご意見を踏まえ、再度修正案を作成し、10月に公表するガイドライン（案）を提案します。公表後は、生徒・保護者、関係団体等を中心に、広く市民の皆様にも周知をしていき、多くのご意見を伺うことができたかと考えています。それらを踏まえ、ガイドラインの検証や見直しを協議する場として、次回の協議会を設定する予定です。3月にはガイドライン完成版を策定・公表できるように進めていきます。それでは、ガイドラインの内容について前回からの修正点を中心に説明します。

まず、「はじめに」から「第1章 基本理念と活動指針」の「1 市の基本理念・全体像」、「2 市が認定する地域クラブ『はまクル』について」です。地域クラブ活動と学校との連携に関わる記載内容については、注釈から本文に格上げして表記しました。「はまクル」の定義については、現在国で検討している地域クラブ活動の定義、認定要件とも整合性がとれるように、必要に応じて追記していきます。対象者については、部活動に所属していない生徒、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手としている生徒、障がいのある生徒の参加に関わる記載を追加しました。また、注釈において、対象の年代や校区、地域での制限に関わる記載を追加しました。はまクルの活動は中学生が対象の中心となることを基本としたうえで、小学生から大人までの参加を可能としています。

次に、はまクルの認定要件については、注釈にある「浜松市地域クラブ認定要綱」の作成を現在進めており、要綱や申請に必要な様式との整合性をとりながら、ガイドラインの記載事項も修正しています。

要件に対する具体的事項については、申請時に遵守事項としてクラブ側でチェックをしてもらい、認定の可否を判断する材料としていきます。クラブ員の健康状態や気温等の環境を考慮していくことを国の定める認定要件に合わせて追記しています。認定要件については、現在作成中の「浜松市地域クラブ認定要綱」に基づき、遵守事項を申請時にチェックしてもらい、認定可否を判断します。認定取消についても認定要綱と整合をとりつつ、対応する予定です。

○桔川委員

認定にあたっての書類の申請ですが、運営団体で1つの規約なのか、それとも実施主体ごとに規約が必要なのか、どちらでしょうか。

○事務局

運営団体ごとにまとめることも想定していましたが、実施主体ごとに異なる条件もあるため、どちらが適しているか一長一短があり、もう少し検討をさせてください。

○栗田委員

「障がいのある生徒」という表現より、「障がいの有無に関わらず」など、誰でも参加可能という表現にしていく方がよいと思います。

○笹原委員

「クラブ員」と「生徒」の表現が混在しているので、整理した方がよいと思います。

○事務局

基本的には「クラブ員」で統一しましたが、場合によってはクラブ員が中学生以外の対象者を指す場合があるので、中学生に関わる内容については「生徒」との記載をしています。再度見直し、より分かりやすくしていきます。

○藤田委員

資金管理についてですが、口座を設置する場合だけでなく、設置しない場合も想定していますか。

○事務局

当初は両方を想定していましたが、検討の結果、認定要件にもあるように、持続可能な運営のためには口座を設置して管理することが望ましいと考えています。表現を修正して明確化します。

○笹原委員

要件3の「クラブ指導者は本市が定める所定研修を受講」とあります。チェック項目に参照ページを明記するとより丁寧です。また、研修動画の閲覧だけでなく、場合によっては集合での研修を実施することも指導者の質の担保の観点から必要ではないかと思っています。

○事務局

指導者のワーキンググループでも検討しましたが、基本的には研修動画を閲覧し、レポートやテスト等の形で受講確認ができるようにしていきます。ただし、初年度は集合研修や実技研修も検討し、関係団体の協力を得ながら、指導者の質の担保を図るようにしていきたいと考えます。

○森下委員

研修は初年度だけでなく、数年後の再研修なども考えていますか。子供に関わることなので、定期的な研修を行う方策をお願いします。

○事務局

現在は来年度に向けての研修体制の構築に重点を置っていますが、将来的には研修動画の内容更新や定期的な研修の場の構築も必要になると考えています。

○杉田委員

要件3に「各クラブは活動の意義を理解したうえで」との記載がありますが、「活動の意義」というと、教育的意義を有する活動かどうかということを推測しますが、このことに関連して、例えば学校部活動において、これまで顧問となられる先生方は、指導者としての研修等は受講していたのですか。

○事務局

部活動顧問としての統一された研修は基本的にはないと思います。ただ、自主的に各競技連盟等が主催する講習会に参加し、競技指導や部活動運営等の研修などを受ける機会はあるかと思います。

○杉田委員

スポーツ協会が主催する指導者養成講習等は1年間かけて受講するものもありますが、地域クラブの指導者にそのような研修を過度に求めすぎるとハードルが高くなってしまうと思います。既存の指導者研修での受講歴等を参考にしつつ、客観的に妥当な研修基準を設ける必要があります。

○吉積委員長

言葉の表現や表記などは、再度見直し、表現等を統一してほしいです。また、指導者の研修については、質の担保と人数確保の両面が重要となります。ハードルが高すぎると指導者確保が難しくなるため、持続可能性を考慮した基準設定が必要です。さらに、各クラブへ口座開設を求めることなど、最低限のルールを明確に定めることは必要です。

○嶋野委員

認定取消しについては、事務局からの改善指導も踏まえ、一定期間の活動停止か認定取消かを判断していく方がよいと思います。

○事務局

次に「第1章3 はまクルの活動指針」について説明します。「(1) 運営団体・実施主体」では、団体の法人格取得に関わる支援体制を注釈に追記していく予定です。記載内容について、「(3) 活動内容」は、休養日や活動時間における記載を明記しています。これまでの様々なご意見や市民の皆様からの問い合わせの中で、はまクルに加盟すると土日両方活動できなくなることについてご意見をいただいています。この点については、国のガイドラインや認定要件に沿ったものであることと、平日の部活動と合わせて何より生徒の過度な負担にならないようにする等の観点から、まずは浜松市立中学校部活動運営方針に準じた土日どちらか3時間程度の活動という記載内容で進めていきたいと考えています。「(7) 保険」について、クラブ員と指導者は、認定要件にもあるように自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入を義務付け、希望する団体については、浜松市学童等災害共済制度の登録ができるようにしていきたいと考えています。「(8) 学校との連携」について、特に学校に設置されている部

活動の競技・種目のクラブは、学校との密接な連携を求めていくことを記載しており、例えば定期的に学校とクラブの情報交換の場を設定するなど、学校との連携における方策については、現在進めている実証事業での検証も踏まえ、引き続き検討していきます。

○笹原委員

はまクルに関する相談窓口は、10月に新設される学校・地域連携課になりますか。相談窓口があることは、地域クラブ活動に関わる方の安心につながります。

○事務局

現在調整中ですが、相談窓口は一本化する方向です。

○桔川委員

学童災害共済は小学生も対象となりますか。

○事務局

対象は小・中学生です。

○森下委員

「トラブルが起きた場合、状況によっては、保護者等の了承を得つつ、学校へ情報提供」とありますが、保護者の了承なしで学校に情報提供することは可能ですか。

○事務局

個人情報保護の観点から、原則保護者の了承が必要となります。ただし、命に関わる場合などの緊急時は、躊躇なく関係機関に連絡し、対応をしていかなければなりません。

○吉積委員長

保険や情報提供、相談窓口など、今一度丁寧に整理して、分かりやすく記載する必要があります。相談窓口は行政が担当する場合や、一般的な問い合わせ用にコールセンター機能を別で設ける方法も考えられます。

○事務局

次に、第2章『『はまクル』に参加するために』をご覧ください。まず、はまクル参加に関わる方々の全体のイメージを示した図について、学校との連携をより強く示すようにしました。「Step2『はまクル』の認定を受けるための準備をしよう」の部分が、申請に必要な書類等を示した部分です。申請に必要な書類として、「はまクル認定（更新）申請書（第1号様式）」、「クラブ員名簿（第2号様式）」に加え、クラブ規約、金融機関の口座番号が分かる書類、保険に加入していることが分かる書類の提出をお願いしたいと考えています。活動場所となる施設の予約調整については、施設の予約から決定までのフローやルールを示していく必要があると考えています。

○松野委員

できるだけクラブ側の申請や変更等の事務手続きを簡略化してほしいと思います。「クラブ員の入退会の変更は速やかに行う」との記載がありますが、地域クラブ活動は人の出入りが頻繁なので、個人情報の管理の点からも、頻繁な書類提出は避け、提出時期を限定すべきだと考えます。

○事務局

個人情報管理の観点からも、申請の手続きにおいて、他の自治体ではデジタルでの申請を行っているところもあります。手続きや管理におけるクラブ側の負担軽減が図れるように検討していきます。

○影山委員

平日の練習だけで休日の大会に対応するのは難しい場合があります。大会前の一定期間は、土日の部活動を一部認めるなど、部活動として大会に参加する生徒や顧問の思いを考慮してほしいと思います。

○事務局

学校部活動と地域クラブを連動させ、希望する教員が指導者として関われる体制を整備していきます。休日の活動や大会対応についても、現場の負担や持続可能性を踏まえ、さらに検討していきます。

○吉積委員長

教員の関わり方は、指導者確保や生徒への影響の観点から非常に重要です。地域クラブでの指導を希望する教員が関わりやすい体制を整える必要があります。平日と休日で活動や指導体制が異なる場合もあり、学校や顧問との連携においてどのような方法が適切か慎重に検討する必要があります。また、手続きの簡素化や個人情報の管理も大切で、各クラブの負担を減らしつつ、事務局が処理しやすい体制を整えることが求められると思います。

○森下委員

はまクルの認定を証明する通知書を事務局から各クラブへ送るだけでなく、活動場所などにロゴマークを掲示するなど、はまクル加盟クラブであることが一目で分かれると、より市民への認知も広がると思います。

○事務局

ロゴマークは応募要項や印刷物、ホームページ、今後の各種事業で活用する予定です。また、各団体に使用を許可し、データ提供によりクラブTシャツなどに活用できる形も検討しています。

○事務局

最後に、第2章の後半以降について説明します。まず、はまクルに指導者、スタッフとして参加したい方への手順を示しています。最初に指導者として関わる方法を、クラブ代表者からの打診と今後設置予定のはまクル人材バンクからの照会の2パターン示したうえで、人材バンクを通した指導者とクラブのマッチングについて手順を説明しています。また、はまクル人材バンクリストからの削除についても記載していますが、人材バンクについては、現在作成中の「はまクル人材バンク設置要綱」と整合性をとっていきたいと考えます。はまクル加盟クラブの活動に参加したい生徒・保護者向けの記載事項では、市のホームページもしくは外部ポータルサイトで、はまクルに認定したクラブのプロフィール等を掲載し、参加を希望する生徒・保護者とクラブ側で直接やり取りをして入会していく形を考えています。

「第3章 その他」については、事故の防止や参加者の健康管理、ガイドラインの見直し、問い合わせ先について記載をしています。問い合わせ先については、相談体制を一元化することとしています。

○森下委員

事故や健康管理についてですが、「熱中症アラートが出ている場合」という表現は曖昧です。管理者の判断だけで活動すると事故につながる恐れもあるので、明確な基準を示したほうがよいと思います。

○杉田委員

はまクルの活動の主役は児童生徒です。協議会でも以前から中学生だけでなく、小学生への周知が必要だという意見がありました。加えて保護者への周知は大切で、部活動やはまクルの活動は、あくまでも子供たちの選択肢の一つであって、それ以外の活動の方が多いかもしれません。ただ、小学生にとっては、今後の進路にも関わることでありますから、主役である子供たちが理解できる周知をお願いしたいです。

○事務局

今後ガイドライン（案）の公表と共に、周知のためのリーフレットを作成する予定です。難しい表現を避け、小学校高学年でも理解できる内容にしていきます。必要に応じて多言語対応も考えていきます。

○影山委員

教員がはまクル加盟クラブに指導者として関わる際の手続きが明確になるとよいと思います。

○事務局

手続きや対応方法について、教員や関係者に分かりやすく説明できるよう検討し、進めていきます。

○吉積委員長

指導者のはまクル人材バンクへの登録についてですが、登録の申し込みに関する記載からは、研修や手続き等、ややハードルが高く感じられる点があります。市が準備する所定の研修の受講が、例えば日本スポーツ協会の指導者資格を取得するのと同じようなイメージだと、現在の部活動指導員には求められていない部分まで意識されてしまう可能性があります。この点の記載も再検討が必要です。

また、子供たちへの周知は10月から進める中で非常に重要です。多くの選択肢の中から「やってみよう」と思えるようにすることが大切で、ガイドライン自体を子供たちが読むとは限らないので、実証事業を通して効果的な周知・広報活動を展開してほしいです。さらに、事故防止についても、熱中症だけでなく、雷や大雨などの天候リスクに対応するルールの整備が必要で、現行部活動で遵守している内容も漏れなく伝わるようにすることが求められます。委員の皆様からのご意見も踏まえ、再修正したうえでガイドライン（案）をまとめていきます。

次に協議3「令和8年度前期のスケジュール（案）」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

前回の協議会を踏まえ、7月に地域クラブ活動協議会だよりにてロードマップを示しました。そのロードマップの中で「検討中」としていた、令和8年4月開始予定の、はまクルへの認定申請や人材バンクの運用、令和8年9月のはまクルとしての活動開始時期の詳細について提案します。

まず、認定開始時期についてです。人材バンクへの指導者登録も含め、令和8年4月中旬を予定しています。初めての認定であるため、事務局としては申請・認定・周知の業務を円滑に行う観点から、第1次・第2次の申請期間に分けて募集することを想定しています。中学校施設の利用希望団体についても調整が必要で、割り振り業務やマニュアル化を含めた効率的な進め方を考慮しています。

生徒・保護者の参加申し込みについては、既存クラブから移行する場合、既に参加するメンバーがあらかじめある程度の把握ができますが、新規希望者は6月頃から直接クラブとやり取りして入会できる見込みです。ガイドライン（案）の公表と合わせ、周知も進めます。

次に、はまクルの活動開始時期についてです。学校部活動は6月末には地区大会が終わり、新チームになる部活動もあります。初年度は部活動と地域クラブ活動が混在することによる混乱を避けるため、8月末までは休日の部活動を継続可能とし、9月5日から地域クラブでの本格的活動を開始する予定です。

す。日付を明確に示すことで、生徒・保護者・クラブ関係者に分かりやすく周知したいと考えています。

このスケジュール案は現時点の案であり、委員の意見を踏まえて修正を行い、10月のガイドライン公表時に周知を進めていく予定です。

○桔川委員

10月末にガイドライン（案）ができ、11月以降に周知・広報活動が本格的に開催されていくということですが、説明会への参加などはどのようにしていくのでしょうか。

○事務局

関係団体等からの説明の依頼等がありましたら、できる限り対応いたします。また、市として市民の皆様への説明会やはまクルへの加盟を考える方への相談会等を開催し、参加方法等の周知は市の媒体を活用して告知をします。小・中学校に対しても児童生徒、保護者の皆様にできる限り分かりやすく伝えられるような方法で周知を進めていきます。

○守屋委員

ガイドライン（案）が10月に公表されるのはありがたいです。お願いしたいのは、はまクル活動に関して、第1次申請期間、第2次申請期間を区別する中で、できるだけ早く申請開始ができるようにしてほしいことです。学校部活動が母体となったクラブのはまクル認定クラブへの加入については、4月からではなくその前の3学期から申請が可能となると助かります。さらに、申請が複数の指導者を確保することも必要なので、人材バンクの登録も前倒しで進めると、学校や子供たちにとって見通しが立ちやすくなります。特に小学校6年生にとっては、進路選択にも関わるので、早めに選択肢が見える形になると有効です。新1年生の部活動入部は早いところで4月からです。はまクルの活動開始は9月ですが、申請や登録、加盟クラブの情報公開については可能な範囲で前倒しを検討してほしいです。

○事務局

令和7年度中のはまクル認定の先行登録については、できる限り早くスタートできるのが望ましいとは考えています。ただ、3月のはまクルガイドラインの策定時期や事務局の認定業務の体制整備の関係もあり、この日程より早めることは難しい部分でもあります。

○松野委員

はまクルへの認定申請の流れについて、既存クラブからの申請と新規団体立ち上げ時の申請で若干違うようなので、混乱が起きないように、具体的な説明をお願いしたいです。

○事務局

既存クラブからはまクル加盟の申請を行う場合と、新規にクラブを立ち上げて加盟の申請を行う場合では、クラブ員や活動実態など、申請時の状態が違ふことが想定されます。既存クラブからの移行や新規立ち上げ時の混乱がないよう、周知の仕方を工夫していきたいと考えています。

○杉田委員

スケジュール全体について、今後、生徒や教員へのアンケートを改めて実施する予定はありますか。過去の調査における実態把握等を検証する意味でも必要ではないかと思います。現状の認識として、休日の部活動に参加する生徒は半数程度、協力可能な教員は2割程度と推定されていますが、これまでは、はまクルの活動がどのような活動であるかの情報が不足していたことが影響している部分も考えられ

ます。ガイドライン（案）の公表後に改めて実態を把握することで、スポーツ機会提供の施策や民間企業の参入など、次の見通しが見えてくると思います。

○事務局

指導者や生徒の希望や最新状況を把握するため、適切な時期にアンケート等を実施していきます。

○野中委員

10月にガイドライン（案）が公表されることで、各校長は具体的な取り組みを進めやすくなります。11月には1年生の保護者を集めて説明会を開催したり、学校独自で実際にどのくらいの生徒が地域クラブ活動に入りたいか等のニーズを確認したりすることが考えられます。地域クラブでの活動を希望しない生徒たちへの対応として、協働センターなど地域との連携も必要です。これまでは協働センターが主催する講座やイベントへ参加するだけだったのが、今後は中学生のニーズを協働センター等に伝え、協働センター側で企画してもらうことも考えられます。

さらに、中体連大会への参加についての調整も重要で、クラブ立ち上げや選択肢の提供に影響します。これから校長会でも具体的に話をしていきたいと考えています。

○吉積委員長

説明会の開催時期や回数の周知が必要です。申し込み方法の明確化も大切です。部活動が母体となったクラブとそれ以外の民間団体等のクラブの申請は並列で行う必要はなく、早めに対応できる部分から進められるところもあるかもしれません。アンケート等を通じて、地域クラブ活動に参加しない子供のフォローや新しい活動機会も検討する必要があると考えます。

本日の協議は以上となります。次回の協議会は、ガイドライン（案）の周知状況を踏まえて日程を調整します。ありがとうございました。